立川市緑の基本計画改定について

1 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことです。中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を定めるものであり、緑地の保全、公共施設や民有地の緑化、公園の整備・管理など、市内の緑全般を対象として、市民の身近にある水や緑、生きものと調和したまちづくりを進めていくための基本となる計画です。

2 計画改定の背景

(1) 本市におけるこれまでの取組

本市では、「立川市オープンスペース基本計画」(昭和 48 (1973) 年 3 月)、「立川市みどりの基本計画」(平成 2 (1990) 年 3 月)など、緑の基本計画が法制化される以前から緑の保全と緑化の推進に関する計画を策定し、市内の貴重な自然環境や人々がはぐくんできた郷土景観を守り、伝えるとともに、新たな緑を創出する取組を市民とともに進めてきました。

平成 11 (1999) 年 3 月に策定した「立川市緑の基本計画」は、平成 32 (2020) 年を目標年次とし、3 つの視点「『人』をつなぐ:市民と地域を結ぶ」、「『時』をつなぐ:歴史性と立川らしさのある緑の継承」、「『緑』をつなぐ:水と緑がつくる構造の強化」のもとに6 つの基本方針を設定し、様々な施策を進めてきました。

令和 2 (2020) 年 12 月に策定した「立川市緑の基本計画」は、「立川市第 4 次長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」と整合を図るため、令和 6 (2024) 年度を目標年次とし、「緑と人がつながり、ともに生きるまち 立川」を緑の将来像とし、「緑と人のつながりを育み生かす」、「緑を守り生かす」、「緑の豊かさを高め生かす」の3つの基本方針の下、取組方針を定めました。計画期間の最終年次には、計画全体の目標及び方針ごとの達成状況と全ての施策の進捗状況を検証し、立川市緑化推進協議会において点検・評価を行い、必要な見直しを図ることを定めています。

(2)近年の新たな社会動向

①都市公園新時代~公園が活きる、人がつながる、まちが変わる~(令和4年10月)

国土交通省は今後の都市公園における取組の方向性を検討するため、令和4(2022)年に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を開催し、同年 10 月に「都市公園新時代~公園が活きる、人がつながる、まちが変わる~」の提言をまとめました。

同提言は都市公園について、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められているとし、新時代の都市公園は、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきとしています。そのためには都市公園について「まちの資産とする」、「個性を活かす」、「共に育て共に創る」の変革が必要とし、具体的な取組として、①グリーンインフラとしての保全・利活用、②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり、③利用ルールの弾力化、④社会実験の場としての利活用、⑤担い手の拡大と共創、⑥自主性・自律性の向上、⑦デジタル技術とデータの利活用(公園 DX の推進)を掲げています。

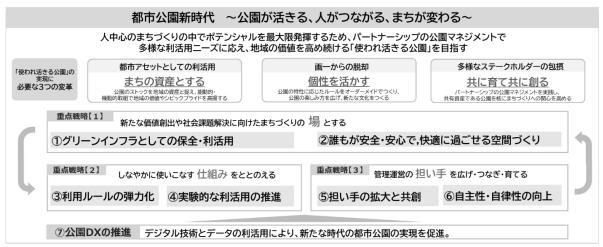


図 都市公園新時代~公園が活きる、人がつながる、まちが変わる~ の概要

出典)曽根直幸(2023)「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言について、日本造園学会誌ランドスケープ研究87(3),206より

②生物多様性国家戦略 2023-2030 (令和5年3月)

令和4(2022)年 12 月に新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030 年までの主なターゲットとして、陸と海の 30%以上を保全する (30by30)、自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化、都市における緑地・親水空間の確保などが掲げられました。

これに対応し環境省は、令和5(2023)年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を 策定し、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり 人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略を示しまし た。同戦略は、(1)生態系の健全性の回復、(2)自然を活用した社会課題の解決、(3) ネイチャーポジティブ経済の実現、(4)生活・消費活動における生物多様性の価値の認識 と行動、(5)生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進の5つの基本戦略 を定めています。

期 的 ドマップ 0 策 定

③グリーンインフラ推進戦略 2023 (令和5年9月)

国土交通省はグリーンインフラ推進戦略(令和元(2019)年7月)の全面改訂を令和5 (2023) 年9月に行い、グリーンインフラ推進戦略 2023 を策定しました。同戦略では、 グリーンインフラを社会課題の解決を図る社会資本整備やまちづくり等に自然を資本財 (自然資本財)として取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用 するものとしています。グリーンインフラで目指す姿として「自然と共生する社会」を掲 げ、「自然の力に支えられ、安全・安心に暮らせる社会」、「自然の中で健康・快適に暮らし、 クリエイティブに楽しく活動できる社会」、「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、 子どもたちが健やかに育つ社会」、「自然を活かした地域活性化により、豊かさや賑わいの ある社会」の4つの柱を据え、官と民が両輪となって、あらゆる分野・場面においてグリ ーンインフラをビルトインすることを目指すとしています。



図 グリーンインフラ推進戦略 2023 の概要

出典) 国土交通省資料 グリーンインフラ推進戦略 2023 の概要より

④グリーンインフラ実践ガイド(令和5年10月)

国土交通省は、令和5(2023)年 10 月に、グリーンインフラの実践を目指す地方公共団体をはじめとした多様な地域主体に向け、グリーンインフラの基本的な考え方や主な取組、まちづくり・公園・道路・河川・港湾・海岸などの様々な場面における実践のポイントを解説する「グリーンインフラ実践ガイド」を公表しました。

グリーンインフラの取組が解決に貢献する社会課題として、2030年ネイチャーポジティブの実現、気候変動対策、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり、交流・コミュニティ形成、健康増進、自然環境を活かした地域活性化・観光振興を例示しています。

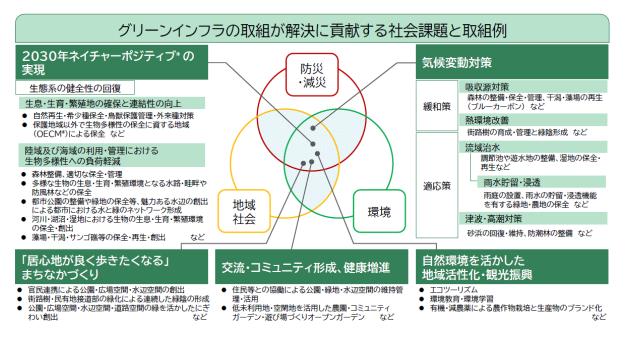


図 グリーンインフラ実践ガイドが示す社会課題の例

出典) 国土交通省 グリーンインフラ実践ガイド(令和5年10月)より

(3)計画改定の趣旨

このたび令和6(2024)年に現行計画の目標年次を迎えることから、特に次の点を考慮して検討を進めます。

- ① 現行計画の枠組を基本とし、5年間の取組状況を振り返り、さらに強化すべきポイントについて計画内容の拡充を図ります。
- ② 近年の新たな社会動向を踏まえ、反映すべき新たな視点について取組を検討します。
- ③ 市の上位計画・関連計画(立川市長期総合計画、立川市都市計画マスタープラン、立川市環境基本計画等)、東京都の関連計画との整合、連携を図ります。

3 計画の位置づけ・対象区域・計画期間

(1)計画の位置づけ

本計画は、「立川市第5次長期総合計画」、「立川市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「立川市環境基本計画」、「立川市景観計画」をはじめとする各分野の個別計画、東京都の関連計画とも整合を図りつつ、緑地の保全、緑化の推進、公園緑地の整備・管理運営、緑に関する市民協働などの取組を進めます。

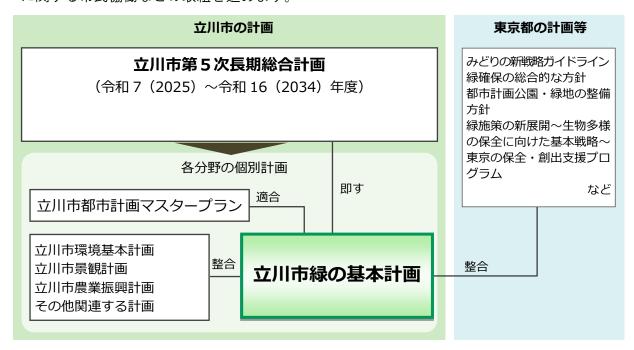


図 計画の位置づけ

(2) 対象区域

対象区域は立川市全域とします。

表 対象区域面積

| 都市計画決定面積 | | 2,438.0ha |
|----------|---------|-----------|
| | 市街化区域 | 2,083.1ha |
| | 市街化調整区域 | 354.9ha |

[※]国土地理院から平成 27 (2015) 年 3 月に公表された「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」において本市の面積は 2,436ha に修正されましたが、本計画は平成 29 (2017) 年度末時点における都市計画区域面積 2,438ha を対象区域の面積とします。

(3)計画期間

計画期間は、令和7(2025)年度を初年度とし、中長期的な視点のもと、立川市の将来像を見据えつつ、「立川市第5次長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」と整合を図るため、令和16(2034)年度を目標年次とする計画とします。

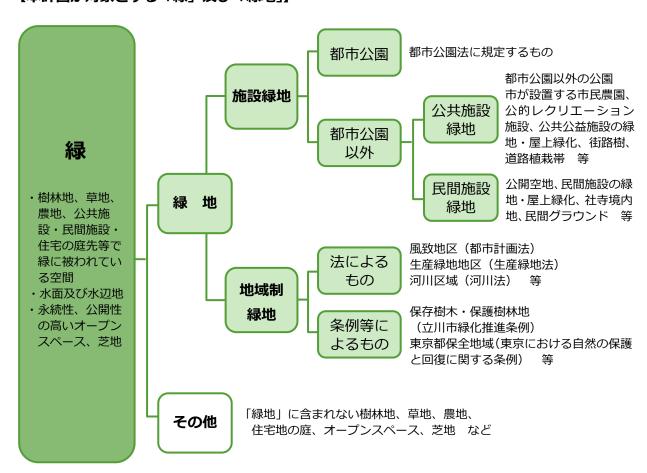
4 計画が対象とする緑

本計画では、都市緑地法第3条第1項の定義を踏まえつつ、広く次のものを「緑」として 捉えます。

- ・樹林地(崖線上の斜面林、雑木林、社寺林、屋敷林等)、草地、農地及び公共施設・民間施設・住宅の庭先等で緑に被われている空間
- ・河川、用水・分水、池沼、湿地、湧水地等の水面及び水辺地
- ・緑に被われていないものの永続性、公開性の高いオープンスペース(公園、広場、グラウンド等のうち、緑に被われていない部分)や芝地

また、「緑」のうち、永続性や公開性の高い空間である都市公園等の施設緑地及び都市緑地法をはじめとする関係法令の指定に基づく地域制緑地を「緑地」と表します。

【本計画が対象とする「緑」及び「緑地」】



※都市緑地法第3条第1項による定義

樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの

(補足)従来、都市緑地法における「緑地」の定義に、農地は原則として含まれないとされてきましたが、平成29(2017)年6月に施行された都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)により、「農地であるものを含む」ことが明記され、生産緑地地区に定められた農地、市民農園、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象に位置付けられました。

5 検討体制

本計画は、市民、関係行政機関、学識経験者で構成する「立川市緑化推進協議会」を中心 に、次の体制により改定に向けた検討を進めます。

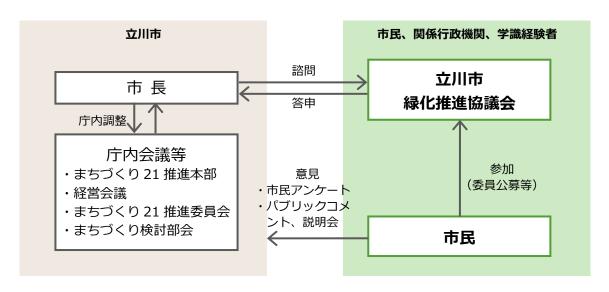


図 検討体制

6 今後の検討事項とスケジュール

(1) 主な検討事項

| 主な検討事項 | 補足 | |
|-----------------|---------------------------|--|
| | ・緑の機能や構造等に着目した現況分析 | |
| 立川市の緑の現況と課題 | ・計画改定に向けた課題 | |
| | ・緑の将来像、緑地の保全及び緑化の推進に関する目標 | |
| 計画の目標と基本方針 | ·基本方針 | |
| 성비·호파무구시 | ・緑が持つ多様な機能の発揮に向け、拠点となる緑、軸 | |
| 緑地の配置方針 | となる緑などの設定 | |
| | ・緑地の保全に関する取組 | |
| 緑地の保全及び緑化の推進 | ・緑化の推進に関する取組 | |
| のための施策 | ・公園の整備、管理に関する取組 | |
| | ・市民、事業者と協働する取組 など | |
| 地区別の計画 | ・地区の特性をふまえた取組内容の設定 | |
| 計画の推進体制・進行管理 | ・施策の推進、進行管理の方策 | |

(2) スケジュール(予定)

| | 会議等 | 主な検討事項 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------|
| | | 市長から協議会へ緑の基本計画改 |
| 令和5(2023)年11月 | 第1回協議会開催 | 定に関して諮問、 |
| | | 現行計画の説明等 |
| 令和6 (2024) 年3月 | 第2回協議会開催 | 市民アンケート調査の分析結果を |
| 17410 (2024) 平 0 万 | | 市から協議会へ報告 |
| 令和6 (2024) 年7月 | 第3回協議会開催 | 改定の方向性 |
| [14] (2021) + 77] | 370四歲成五川正 | |
| 令和 6 (2024) 年 10 月 | 第4回協議会開催 | 計画骨子案(たたき台)検討 |
| 1514 0 (2021) 1 10 /3 | 75 · □ 000 100 □ 101 101 | |
| 令和7 (2025) 年1月 | 第5回協議会開催 | │ │計画骨子案検討 |
| | | |
| 令和7 (2025) 年6月 | 第6回協議会開催 | 計画素案検討 |
| | | |
| 令和7 (2025) 年7月 | 第7回協議会開催 | 計画素案及び市長へ答申 |
| | | |

骨子:計画の章構成を決めたもの 素案:概ね計画として整えたもの